乳幼児用ハイチェアの検査マニュアル

財団法人 製 品 安 全 協 会

制定　1976年（昭和51年）11月15日
改正　1982年（昭和57年）　4月　1日
改正　1995年（平成 7年）　1月18日
改正　2005年（平成17年）11月22日

Ⅰ　目的

本検査マニュアルは、「乳幼児用ハイチェアの認定基準及び基準確認方法（財団法人製品安全協会改正・17安全業Ｇ第091号　平成17年11月 1日）」の各項目の解釈及び試験方法の詳細を定めることを目的とする。

なお、この平成17年10月に行われた「乳幼児用ハイチェアの認定基準及び基準確認方法」の改正は、事故等の発生に対応したものではなく、別途制定された「乳幼児用ハイローラックの認定基準及び基準確認方法」の制定に対応した改正である。「乳幼児用ハイチェアの認定基準及び基準確認方法」の改正要点は、座面の高さ調節が可能なもの（製品によってはローチェアとも言われる乳幼児用いすの高さまで調節可能なものがある）、車輪付きのものを適用対象とするなどのであり、加えて別途制定された「乳幼児用ハイローラックの認定基準及び基準確認方法」と対応した表現等にしたことである。また、「乳幼児用ハイチェアの認定基準及び基準確認方法」は、1976年（昭和51年）の制定以降改正されておらず、そのため基準の様式や記載方法などの変更もなされてる。

Ⅱ　検査マニュアル

「４　安全性品質」について

１　構造、外観及び寸法

1.(1)　基準確認方法

a)　本体の各組立部を両手にて２～３回押したり引っ張ったりしたとき、脱落、破損、曲り及びがたなどがないこと。

b)　いすを水平な床面に静置し、座面のほぼ中央部に質量 20 kgの重錘を載せたとき、脚部に 3 ㎜以上の浮きがないこと。

1.(2)　基準確認方法

乳幼児が容易に触れる部分に傷害を与えるおそれのある部位や金属等の材料が使用されているときは、容易に外れたり、破損しない構造のものでカバーされているものとする。

1.(3)　基準確認方法

製品の外表面に露出するボルトのねじ山にあっては、ねじ山が露出していないよう、袋ナットや容易に

外れないキャップ等を装備していること。

1.(4)　認定基準

a)　ここでいう「乳幼児の手足の届く範囲」とは、乳幼児が正常な姿勢で座位姿勢をとっている際に乳幼児の身体が触れる部位とし、背もたれ、座面、手すり、前枠部位及び足乗せ部とし、また、局部的な折り畳み機構部を含む可動する部位のすき間を含むものとする。

ただし、前枠（テーブルと兼用のものを含む。）、足乗せ等を固定する手すりや座面部位に該当するすき間が生じる場合は、容易に外れない保護キャップ等によって覆う場合は、この限りでない。なお、ここでいう「容易に外れないキャップ類」とは、50 Nの引っ張り力で外れないものであることをいう（以下、同様とする）。

バックルの凹側に生じるすき間については、正常な状態に凸側のバックルがはめ込まれることによって露出しないものの場合は、ここでいう手足の届く範囲には含めないものとする。

足乗せが折り畳まれる構造のものの内、足乗せを開いた状態（使用状態）にする際に脚部との間に機構上足の指を挟む可能性があるものにあっては、以下のような警告表示を足乗せ位置等の見やすい箇所に表示すること。

「注意！　ステップ足乗せを持ち上げますと、ステップ取付け金具といすの脚の間にすき間ができ、指を挟むおそれがあり、危険です。保護者の方は、お子様が必ずステップを下げた状態で使用されるようご注意願います。」

b)　「深さ 5 ㎜未満のすき間」は、下図をいう。

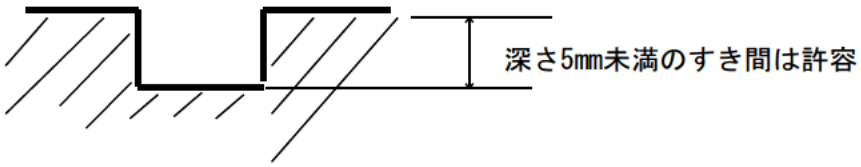

図１　深さ5㎜未満のすき間

1.(4)　基準確認方法

内径 5 ㎜以上のパイプの端部が露出しているものにあっては、内面が面取り加工が施してあっても、容易に外れない保護キャップ類を設けること。

1.(5) 基準確認方法

シート部が柔軟材料等で覆われているものにあっては、左右方向の中央位置に、幅 50㎜長さ 50㎜のあて板を介して、質量 5㎏の重錘を載せ、あて板の底面からの高さで計測するものとする。なお、以下特に指定がある場合を除いて、当該規定を準用するものとする。

1.(6)　基準確認方法

a)　下図の通り、座面に背もたれが接していない構造のものにあっては、背もたれの延長と座面との接

点箇所で計測する。

図２　手すりの高さ

b)　背もたれの角度が調整できるものにあっては、背もたれが座面に対して一番大きく傾斜した位置について測定するものとする。

1.(7)　基準確認方法

下図の通り、背もたれの角度が調整できるものにあっては、背もたれが座面に対して一番大きく傾斜した位置について測定するものとする。

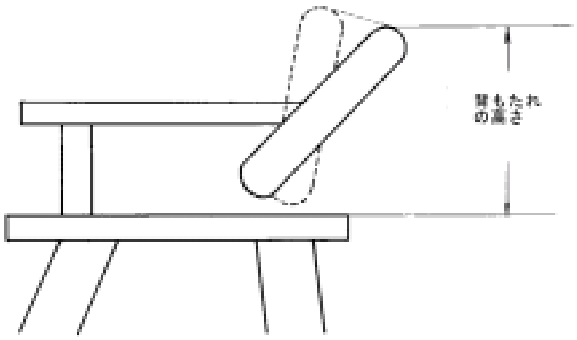

図３　背もたれの高さ

1.(8)　基準確認方法

足乗せ部の高さが調整できるものについては、足乗せ面が床面に一番近い状態において測定するものとする。

1.(9)　基準確認方法

股フレームの幅は、幅が一定でないものは乳幼児の股部が接する部位における最も狭い幅を計測すること。

1.(10)　認定基準

　ここでいう「移動防止用のストッパ」とは、自在輪の回転触れ止めを意図するものではなく、車輪が回転して製品が移動しない機構をいう。

1.(11)　認定基準

　ここでいう「乳幼児の手の届く範囲内」とは、乳幼児が正常に座位姿勢をとる範囲内で手の届くまでの部位とする。

2.認定基準

「破損、変形及び使用上支障のある異状」とは、以下をいう。

破損；破断、割れ、切断等が明確に目視で確認できるもの。

変形；破損に至らない曲がり等の永久変形をいい、目視で明確に確認できるものをいう。また、著しい傾き及びがたつきを含むものとする。

使用上支障のある異状；目視では明確に確認できない変形等をいい、使用時に円滑な可動や操作などの正常な使用ができない機能上の不具合をいう。操作によって確認できるものをいう。

2.(1)　基準確認方法

　衝撃荷重試験で、いすが移動する場合には、前脚又は後脚がずれない方法で行うものとする。（例えば、床面に円筒管又は四角の枠などを設置し、その中に脚部を入れることなど。）

2.(2)　基準確認方法

　足乗せ部が上下に調整できるものにあっては、足乗せ板が床面に一番近い位置において行うものとする。

2.(4)　基準確認方法

a)　「脚部の末端を固定し」とは、交互に片側２脚を固定することをいう。

b)　脚部が調整できるものにあっては、最長に伸ばした位置において測定するものとする。

c)　保護枠はつけないで行うものとする。ただし、保護枠が接着又はかしめなどにより、固定している構造のものは、この限りではない。

2.(5)　基準確認方法

　Ⅱａ形のものにあっては、保護枠をつけて行うものとする。

2.(6)　基準確認方法

　保護枠が前後に調整できるものにあっては、保護枠を最前部に出した位置において試験するものとする。

2.(7)　基準確認方法

保護枠が前後に調整できるものにあっては、保護枠を最前部に出した位置において試験するものとする。

2.(9)　基準確認方法

負荷時間は5秒間とする。

2.(10)

a)　ここでいう「取外しが可能な部品類」は、取外しが可能な前枠、保護枠、足乗せ、テーブル、座面、背もたれなどの主要構成部品とする。取外しができように固定する機構を効かした状態で試験を行うものとする。ただし、固定機構自体を解除させる試験力を加えることを意図するのではなく、あくまでも外れる方法への引張試験を基本とする。

b)　引張荷重の負荷時間は、5秒間とする。

c)　50N以下の力で引っ張って外れるカバー類は、付属品7.(2)基準確認方法に規定するシリンダ内に入り込まない大きさであること。

3　基準確認方法

試験は、自在輪を有する場合は、自在輪がフリーの状態（移動方向に自由に振れる状態）で試験を行うものとする。

4　基準確認方法

a)　荷重の負荷時間は、5秒間とする。

b)　「折り畳み構造」には、足乗せなどの局部的な折り畳み機能を有する構造も含むものとする。

5.(1)　基準確認方法

a)　背もたれが座面と接していないものの重錘の固定は、下図の通り背もたれの延長と座面との接点附近に釘を打つなどして固定するか、又は、バンド等で固定するものとする。

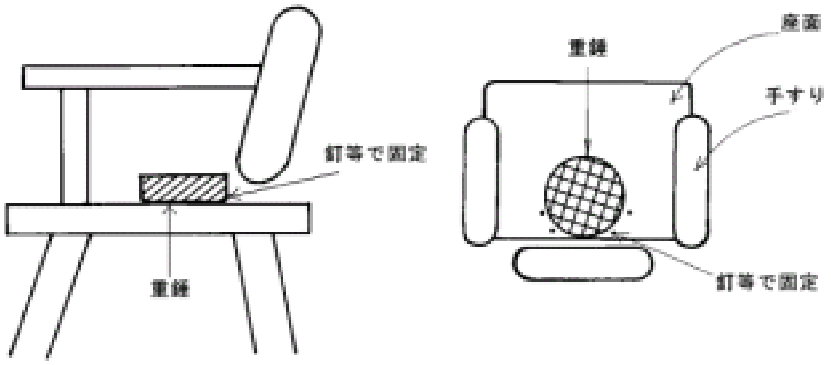

図４　後方安定性試験　重錘の固定

b)　傾斜台には滑り止めとして、高さ約 8 ㎜の桟木を取り付けて行うものとする。以下、5 安定性において同様にこの傾斜板を使用する。

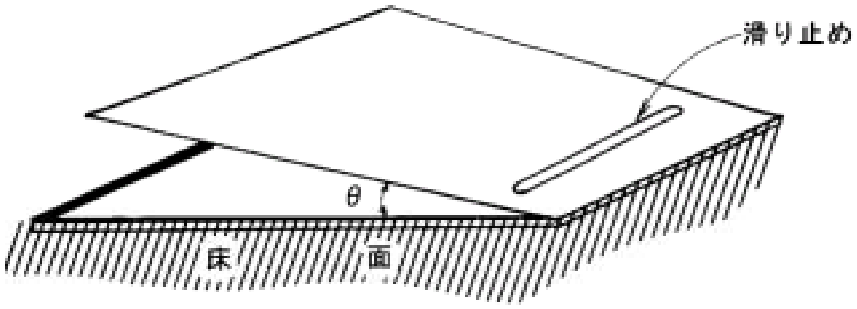

図５　安定性試験用傾斜板

5.(2)　基準確認方法

　重錘の固定は、下図の通り背もたれの延長と座面との接点附近に釘を打つなどして固定するか、又は、バンド等で固定するものとする。

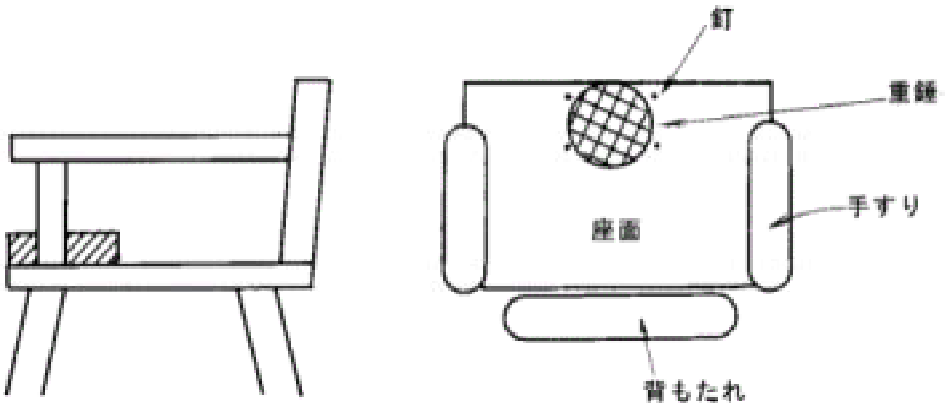

図６　前方安定性試験　重錘の固定

5.(3)　基準確認方法

　重錘の固定は、座面と手すりとの接触中央部に釘を打つなどして固定するか、又は、バンド等で固定するものとする。

6.(1)　認定基準

「木質材料」には、合板、ハードボード、パーチクルボードなどを含む。

6.(2)　基準確認方法

a)　測定箇所は、後脚、手すり、足踏板、背板及び座板のそれぞれについて任意の３ケ所を測定し、その平均値をもって確認するものとする。

b)　電気式水分検知器を用いて測定し、15%を超えたときは、JIS Z2101　木材の試験方法（1994年）3.2 含水率に規定される方法により再確認を行うことができるものとする。

6.(3)　基準確認方法

「防せい処理が適切である」とは、著しいさび、めっきのうき、はがれ、ふくれなどがないことをいうものとする。

6.(4)　基準確認方法

a)　ここでいう「合成樹脂製部品」とは、合成高分子物質を基材として、熱、圧力あるいはその両者によって塑性変形させて成形した部品をいう。ただし、繊維、ゴム、接着剤などを除く。

b)　「Ａおもちゃ又はその原材料の規格」により試験を行う合成樹脂製部品は、塩化ビニール重合体を主体とするもの及びポリエチレンを主体とするものとし、また、合成樹脂製塗料は、塩化ビニール樹脂塗料とする。

c)　「Ｂおもちゃの製造基準」による試験は、塗装又は印刷したものについても行うものとする。なお、試験は、次に示す色系統ごとに行う。ただし、試験試料の大きさ約 5 ㎠ の範囲で柄又は模様面（印刷面を含む。）が単色になる場合は単色ごととし、混色になる場合は混色で行うものとする。

・赤色系統のもの
・黄色系統のもの
・青色系統のもの
・白色系統のもの
・その他のもの

d)　複合体で表と裏の構成の異るもの（例えば、ビニルレザークロスのように表面がビニルシート、裏面が布製のもの）で片面のみが身体に接触すると認められるものは、その片面について試験を行うものとする。

e)　試験成績書は、公的試験機関又は(財)製品安全協会が認める者が発行する試験成績書により確認するものとする。なお、ここでいう「(財)製品安全協会が認める者」には、材料メーカによる試験成績書は含まないものとする。

　また、同一材料であったとしても、工場登録・型式確認の場合、原則として型式更新毎に取得し、ロット認定による場合、2年ごとに検査を実施し、成績書を申請時に添付するものとする。ただし、いずれの期間内であっても、材料が変更になったり、成形外注業者が変更になった場合は、試験を行い、試験成績書を取得しておくこと。なお、型式確認の場合は、その都度試験成績書を保管し、更新時にその変更後の試験成績書を添付すること。また、ロット認定の場合は次回更新時にその変更後の試験成績書を添付すること。

6.(5)　基準確認方法

a)　「部品又は付属品の色違いのものについては、色ごとに衛生試験を行うものとする。

b)　複合体で表・裏の構成の異なるもの（例えば,ビニルレザークロスなど）で片面のみが乳幼児に接触すると認められるものは、その片面について衛生試験を行うものとする。

c)　試験試料の大きさ約100㎜×200㎜の範囲で、柄、模様面（印刷面を含む）が単色になる場合は単色ごととし、混色になる場合は、混色で衛生試験を行うものとする。

d)　試験は、座席、背もたれ等に使用する乳幼児が通常触れる部位に使用する生地を対象とする。その

ため、縫製糸及び綿は対象とはしない。

e) 引用する省令第34号別表は、「繊維製品のうち、下着、寝衣、手袋及びくつした（出生後24月以内の乳幼児用のものを除く。）並びにたび、かつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたとめに使用される接着剤」の規定によるものとする。

f) 試験成績書は、公的試験機関又は(財)製品安全協会が認める者が発行する試験成績書により確認するものとする。なお、ここでいう「(財)製品安全協会が認める者」には、材料メーカによる試験成績書は含まないものとする。

また、同一材料であったとしても、工場登録・型式確認の場合、原則として型式更新毎に取得し、ロット認定による場合、2年ごとに検査を実施し、成績書を申請時に添付するものとする。ただし、いずれの期間内であっても、材料が変更になったり、成形外注業者が変更になった場合は、試験を行い、試験成績書を取得しておくこと。なお、型式確認の場合は、その都度試験成績書を保管し、更新時にその変更後の試験成績書を添付すること。また、ロット認定の場合は次回更新時にその変更後の試験成績書を添付すること。

7.(2) 基準確認方法

「分解された小部品」とは、50 Nの力で引っ張ることによって外れる部品や玩具類とする。また、幼児が使用・操作（回したり、分解できるもの）することによって外れる部品類も含むものとする。大人が工具を使用しなければ外すことができない部品類は含まれないものとする。

「５　表示及び取扱説明書」について

1　認定基準

「容易に消えない方法」とは、手又は布でこすったとき、消滅又ははく離しないことをいう。

1　基準確認方法

シグナルワードの文字大きさの 4.9 ㎜は、JIS Z8305活字の基準寸法（1962年）に示される活字の寸法（14ポイント＝4.920㎜）を意図する。そのため、印刷された表示の文字の縦寸法を計測すると若干小さくなる。近年の印刷技術、簡易印刷などの普及を考慮し、文字の縦寸法の最低高さ（この場合、「警」、「注」の文字などを基礎とする。）が 4.9 ㎜以上あることを確認するものとする。

2.(8) 認定基準

「付属されているものの取扱注意」にあっては、ビニール袋などに直接取扱注意が記載されているものの場合、取扱説明書には同様の取扱注意を記載しなくてもよいものとする。

III　全体をとおして

認定基準及び基準確認方法に基づいた試験を実施する際に、製品の構造、強度等の項目の関係で疑義が生じた場合は、（財）製品安全協会、業務委託検査機関等との間で協議して対処方法を決定するものとする。